

留意事項について

○保険者における留意事項

(1) 介護保険被保険者証について

平成26年4月からの支給限度基準額の見直しに伴い、全被保険者分の「介護保険被保険者証」の支給限度基準額欄を修正する必要があるが、平成26年3月31日以前に発行した被保険者証については再交付する必要はなく、発行済みの被保険者証に記載された改定前の支給限度基準額を改定後の支給限度基準額に読み替えて対応することを原則とする。

平成26年4月以降に発行する介護保険被保険者証については、新たな支給限度基準額を記載して発行することとする。

(2) 受給者台帳への変更項目の確実な反映と都道府県国保連合会への的確な情報提供

平成26年4月からの支給限度基準額の見直しに伴い、受給者台帳の各受給者の「訪問通所サービス・支給限度基準額」の値を新たな支給限度基準額に変更する必要がある。

このため、全ての保険者において、平成26年4月1日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全受給者について受給者台帳を変更し、その上で、新たな支給限度基準額を設定した受給者異動連絡票情報を作成して4月18日までに都道府県国保連合会へ送付すること。さらに、平成26年4月の認定更新などによる受給者異動がある場合、前述の新たな支給限度基準額を設定した受給者異動連絡票情報とは別に、通常運用どおり5月7日に認定更新などによる受給者異動連絡票情報を送付すること。

なお、都道府県国保連合会においては、受給者異動連絡票情報の一括変更や読み替えの対応は行わないため、資料3の内容に基づき、各保険者から都道府県国保連合会への的確に情報提供を行うこと。

また、都道府県国保連合会においては、平成26年4月29日～5月6日に、旧システムから新システムへの切替えを予定しているため、提出期限を厳守するように留意すること。